

守口市電子契約システム導入に係る事業者向け事前説明会 質疑回答

No.	質問	回答予定内容
1	質問です。フリープランだと電子帳簿保存法対応できない、とおっしゃっていたことについて、詳しく教えていただけませんか。	説明会時はフリープランでは電子帳簿保存法へ対応できないとご案内しましたが、「取引日」「契約相手」「取引金額」といった電子帳簿保存法の検索要件を文書詳細情報内に記入いただくことで、フリープランでも電子帳簿保存法への対応が可能です。
2	電子契約は工事のみでしょうか。委託業務は対象でしょうか？	令和6年度については、契約課から発注をする130万円超の建設工事及び50万円超の測量・建設コンサルタント等業務が電子契約の対象です。
3	社内決済者が複数の場合は対応可能でしょうか。	署名依頼メールが届いた時点で、対象文書のダウンロードが可能となりますので、一旦ダウンロード及び別途社内で確認・決裁等をしていただいた上で、署名者が署名する方法を取ることは可能です。また、GMOサインの機能上、署名者自体を複数設定することも可能ですが、登録可能な署名者数は限りがありますので、その場合は守口市へご相談ください。
4	登録していたメールアドレスが途中で変わった場合はどうなりますか	落札候補者になった時点で、案件毎に電子契約利用申出書を提出いただく予定ですので、変更後のメールアドレスを記載の上、申出ください。フリープランで無料アカウントを登録している場合、当該アカウントにおいても、メールアドレスの変更をお願いします。
5	ダウンロードの有効期限が切れた場合、どのような手続きになるのでしょうか。	2週間のダウンロード期限が切れた場合は、契約締結から30日以内に契約で使用したメールアドレスで無料アカウント（フリープラン）をご登録いただくことで自動で文書アカウントに紐づき、ダウンロードが可能です。もし、30日を超えた場合は、守口市へお問合せください。
6	有効期限が切れた場合再度文章を確認することは可能ですか。	2週間のダウンロード期限が切れた場合は、契約締結から30日以内に契約で使用したメールアドレスで無料アカウント（フリープラン）をご登録いただくことで自動で文書アカウントに紐づき、ダウンロードが可能です。もし、30日を超えた場合は、守口市へお問合せください。
7	実際の署名欄を見せていただくことはできますか？	署名の確認については、契約締結後にしかできないため、お見せすることができません。説明会動画内にて確認いただけるもののみのご提供となります。 なお、守口市からアップロードする契約書には、前もって契約日・受注者の住所・商号名称・役職・氏名を記載する予定です。署名依頼が届いた際に受注者側で行う作業としては、対象文書をご確認の上、「署名を完了する」ボタンをクリックいただくのみです。
8	お試しプランは、使用できる期間等、制約がありますか？	フリープランはご登録いただきますと無期限でご利用が可能です。制約等もございません。
9	入札時、契約実績を書面で提出する場合がありますが、電子契約で締結した場合、書面での提出はどうしたらいいのでしょうか？	守口市においては、事後審査時に履行実績をデータにて提出いただいているところですので、書面で提出する必要はありません。
10	メールアドレスは代表者ではなくても良いのでしょうか（事務員、営業でもよいのか）	契約締結の権限がある方が確認できるメールアドレスであれば別のアドレスをご登録いただいても問題ありません。
11	電子契約利用申出書について配布されるタイミングはいつになるのでしょうか。公告時に受領する形になるのでしょうか。	様式については、市HP及び電子入札システムの【様式ダウンロード】に掲載しますが、提出いただく時期は、落札候補者になり事後審査資料を提出するタイミングのみとします。

No.	質問	回答予定内容
12	変更契約も対象ですか？	変更契約も対象になります。
13	フリープランの電子帳簿保存法対応ついて、ご回答いただきありがとうございます。機能の詳細について知りたいのですが、説明ページはGMOサインヘルプデスクで確認できますでしょうか？	GMOサインのホームページより機能内容のご確認が可能です。
14	お世話になっております。 電子署名とは具体的に会社名・代表者名等を文書で入力するのみののか・それとも電子印鑑を作成するのでしょうか？	<p>契約書（PDF）に会社名、氏名、メールアドレスを情報として埋め込む（電子文書に電子署名を付与して情報を残す）ことで今までの印鑑と同等の効力が担保されます。そのため、守口市へ提出する電子契約利用申出書の提出内容が契約書の署名者情報として残ります。電子印鑑の作成等は不要です。</p> <p>なお、守口市からアップロードする契約書には、前もって契約日・受注者の住所・商号名称・役職・氏名を記載する予定です。署名依頼が届いた際に受注者側で行う作業としては、対象文書をご確認の上、「署名を完了する」ボタンをクリックいただくのみです。</p>
15	無料アカウント登録をすることについて。不要な登録はしたくないところですが、登録をするべきでしょうか？	電子帳簿保存法に順守した保管方法が整っている場合は無料アカウント（フリープラン）の登録は不要です。あくまでも、電子契約の準備が整っていない場合等にご利用いただければと思います。
16	30日以内を超えて無料アカウントを作成したとしても、紐づけが切れてしまうのでしょうか。	<p>ご認識の通りです。</p> <p>30日を超えたあとに無料アカウントを作成しても、そのアカウントで当該契約文書を管理することはできません。その場合、GMOサイン以外の方法で電子帳簿保存法に順守する保管を行っていただく必要があります。</p>
17	無料で電子帳簿保存法の対応は不可との事ですが、ダウンロードしたものを別の電子帳簿保存法対応のものに保管することで要件は満たせますでしょうか？	<p>説明会時はフリープランでは電子帳簿保存法へ対応できないとご案内しましたが、「取引日」「契約相手」「取引金額」といった電子帳簿保存法の検索要件を文書詳細情報内に記入いただくことでフリープランでも電子帳簿保存法への対応が可能です。</p> <p>また、ご質問の内容のように、別のシステムで電子帳簿保存法に対応した保管も可能です。</p>
18	ご説明ありがとうございました。他の自治体でもGMOサイン様のシステムを使われているかと思ます。無料アカウントについては自治体毎に作成が必要でしょうか	<p>【前提】 無料アカウント（フリープラン）のご登録は必須ではありません。なお、電子契約書の保管方法など社内のルールなどが未だ定まっていない場合は、必要に応じてGMOサインの無料アカウントを作成いただくことで電子帳簿保存法に順守した保管が可能です。</p> <p>【回答】 自治体ごとにアカウントを分ける必要はございません。他の自治体との契約でも同じアドレスをご利用される場合は、同じアカウント内に文書が保管されます。</p> <p>他の自治体とは別のアドレスをご利用の場合は新たにそのアドレスで無料アカウント（フリープラン）のご登録が必要になります。</p>